個人情報保護委員会(第281回)議事概要

1 日 時:令和6年4月24日(水)13:00~

2 場 所:個人情報保護委員会 委員会室

3 出席者:藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、

梶田委員、髙村委員、小笠原委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、

森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、

片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1)議題1:いわゆる3年ごと見直し(ヒアリング)について ※内容について後日公表
- (2)議題2:いわゆる3年ごと見直し 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方③について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

清水委員から「資料2の6ページで、緊急対策プランに基づく政策の推進の必要性が高まっているという事務局からの説明があったが、こうした状況に鑑みて、一つはオプトアウト届出事業者の注意義務の強化が考えられる。オプトアウト届出事業者は個人情報の第三者提供を目的とする事業者のため、個人情報の取扱いに、より高度の注意義務を課す必要があるのではないか。具体的には、届出事項の追加として、事業者の連絡先、本人の認識を確保する方法の追加が考えられる。もう一つは、確認記録義務を追加し、データ取得時には、不正の手段で取得したデータでないことを確認した方法を、データ提供時には、不適正利用に該当しないことを確認した方法を、事業者に説明させることが必要ではないか。

二つ目に、委員会としてのモニタリング機能の強化で、特殊詐欺の原因は オプトアウト制度に起因するものとは限らないと理解しているが、少なく とも本制度に係る管理は委員会で適切に行っていることを説明する責任が あるのではないか。問題が発生した事業者の改善状況や、新規の届出事業者 の法令遵守も注視していくべきではないか。

三つ目に、届出事業者の最新の状況の把握について、今の制度では、届出 内容に変更があれば再度報告の必要があるが、遵守されていない可能性が あるのではないか。場合によっては事業内容の変更、廃業も考えられるため、 可能であれば、一定の間隔で現況を確認するための書面を送付し、変更の届 出の督促、場合によっては届出の無効化といった手段で、現に機能している オプトアウト事業者を把握すべきではないか」という旨の発言があった。

小川委員から「当委員会でも、『STOP!名簿流出』というキャンペーンを

実施しているが、特殊詐欺やフィッシングなどの犯罪に名簿が悪用されることが社会問題になっている。犯罪者グループは様々な名簿を基に情報収集を行い、ターゲットを絞り込んで犯行に及んでいると想定される。一方、適正なビジネスにおいても、様々な名簿を基に情報収集を行い、顧客のターゲットを絞り込んでマーケティングを行うことはあると承知している。

ただ、特に、ネットビジネスにおいては、情報を収集・利用される本人からは、相手がいずれなのかを判断できないことが多いと思う。そのため、名簿の悪用ばかりが話題になり、ネットによる情報収集や e コマースなどに対する不信や不安が社会全体に広がると、企業による適正なネットビジネスの活性化が阻害されることにもなりかねない。

そのため、相手の顔が見えないネットビジネスでは、名簿業者による名簿の取扱いに対する規律を課すだけではなく、名簿を利用する事業者に対しても、自らが適正に名簿を取得・利用している事業者か否かを消費者が判断するための手段を提供させることが、個人情報の取扱いに係る透明性の確保や、本人関与の原則の観点からも有益ではないか。

例えば、そのビジネス主体の身元を明らかにするのは当然として、適正な 名簿を使っているのか、適正な目的の利用なのかなど、名簿の取得方法や利 用目的の適法性を示すとともに、問合せや苦情などの連絡先を電話も含め て明示するなど、様々な手段を検討することも重要ではないか」という旨の 発言があった。

藤原委員長から「オプトアウト制度について、いわゆる闇名簿問題への対応、不正に持ち出された名簿の取扱いに係る問題等の防止及び本人の権利行使の機会のより実質的な確保の観点から、提供先の身元や利用目的、取得の適法性の確認、本人に対する通知等について、どのような制度の在り方があり得るか、罰則も含め、実効性ある規律となるように、更に検討を深めるべきではないか。その際には、本日委員からあった意見も踏まえることが重要である。今私から申し上げた内容も踏まえて事務局においてご検討いただきたい」旨の発言があった。

以上